

南海トラフ地震防災規程

(目的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他の地震防災上必要な事項を定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊組織」という。）は次のとおりとし、その編成及び任務を別紙1のとおり指定する。

- (1) 地震防災隊組織に、隊長及び副隊長を置く。
- (2) 隊長の下に、情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各班に班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第3条 隊長_____（所有者、管理者、占有者等）は、地震防災隊組織の活動に関する一切の権限を持ち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合又は、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の対応を行う。

- (1) 地震及び津波に関する情報収集及び報告の指示
- (2) 南海トラフ地震発生情報の施設内周知
- (3) 顧客等の避難誘導及び従業員への避難指示
- (4) 避難場所の周知

ア 集合場所

集合場所は、_____（「〇号館前」など具体的に指定する。）とする。

イ 避難場所

避難場所は、田辺市津波ハザードマップに基づき_____（別紙2地図添付）とし、従業員及び顧客等に周知する。

ウ 避難困難時の対応

津波到達時間が早い場合や、避難路が地震により通れない場合など、避難が円滑に行えない可能性があるときは、近隣の3階建て以上の堅固な鉄筋コンクリート造ビルに避難する。

エ 迅速避難

施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき又は、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう、従業員及び顧客等に指示する。

オ 二次避難

避難場所等に避難した際には、津波が連続して発生することに鑑み、一定期間（津波警報等が発表されている間）避難場所に留まるか、さらに安全な避難場所に移動する。

2 隊長は、本規定による定めその他、土砂災害防止法に基づく避難確保計画等の履行により、顧客等の安全確保を行う。

3 副隊長_____は、隊長を補佐し、隊長不在のときはその職務を代理する。

(従業員の責務)

第4条 従業員は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表又は、地震発生を覚知した場合（以下「地震発生時等」という。）は、それぞれあらかじめ定められた応急的保安措置を実施する。

必要な緊急点検、巡視の実施、充てん作業、移替え作業等の停止、その他施設の損壊防止のため、特に必要のある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項を以下に定める。

上記措置の実施状況を、隊長及び情報収集連絡班長に報告するとともに、指定された避難場所へ避難するものとする。なお、避難の際には、顧客等や避難行動要支援者（負傷者、障害者、高齢者及び子供等）の避難誘導に配慮する。

応急的保安措置の実施等にあたっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき若しくは、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に避難に要する時間を十分に確保した上で行うものとする。また、当施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものであること。

(情報収集連絡班の任務)

第5条 情報収集連絡班（班長・班員）は、次の活動を行う。

- (1) 地震発生時等は、隊長の指示（あらかじめ定められた任務を含む。）に基づき、テレビ、ラジオ、防災行政無線、周辺の状況等から津波警報や地震被害に関する情報の収集を行い、随時隊長に報告する。
- (2) 隊長の指示に基づき、以下に示す防災上必要な情報等を、施設内の従業員及び顧客等（施設外に出ている従業員を含む）に対し、_____（施設内放送、口頭等）により周知する。
 - ア 地震及び津波に関する情報
 - イ 隊長の命令内容
 - ウ 速やかに避難すべき旨
 - エ 津波からの避難位置
 - オ 当施設からの避難経路や方向等
- (3) 周知方法については、あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた従業員及び顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した伝達手段の確保に留意する。
- (4) 勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるように留意する。
- (5) 施設が海岸に近いなど、津波到達時間が早い地域の場合には、強い地震を感じたとき又は、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう従業員及び顧客等に伝達する。

(避難誘導班の任務)

第6条 避難誘導班（班長・班員）は、次の活動を行う。

- (1) 地震の発生時等は、隊長の指示（あらかじめ定められた任務を含む。）に基づき、速やか

に建物内の避難路の確保、安全確認等の必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告する。

- (2) 隊長から避難誘導の指示（あらかじめ定められた任務を含む。）を受けたときは、直ちに顧客等の避難誘導を開始することとするが、避難誘導に際しては自身の安全にも配慮する。
- (3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法及び方向を示し、顧客等の混乱防止に努める。
- (4) 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を直ちに隊長に報告する。

（時間差発生等における避難）

第7条 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、次の措置を講じる。

- (1) _____（地震防災組織で担当者を記入）は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、以下のとおりとする。
 - ア 地震の発生から1週間…後発地震に対して警戒する措置を行う。
 - イ アの期間経過後1週間…後発地震に対して注意する措置を行う。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、地震の発生から1週間又は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で、通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は、後発地震に対して注意する措置を行う。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際、_____（所有者、管理者、占有者等）は、当該事業を※1_____する。

※1は、施設の耐震性・耐浪性を鑑みて、営業継続の可否を検討し、継続か休業かを記載する。

- (5) 後発地震に対して警戒する措置について、_____（所有者、管理者、占有者等）は当該施設内の従業員及び顧客等に対して、口頭、又は施設内アナウンス等により避難等に必要な情報を周知する。また、避難誘導班長は、_____（所有者、管理者、占有者等）の指示に基づき、第3条第1項第4号アに規定する集合場所へ避難後、顧客等を避難誘導する。なお、避難誘導後の対応については、以下のとおりとする。

避難誘導後、

※2

※2は、以下の内容を参考に記載する。

- ア 必要な緊急点検、巡視の実施、充てん作業、移替え作業の停止及びその他施設の損害防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項
- イ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設は避難勧告が発令された場合の顧客や地域住民等の安全確保

- ウ 営業を継続する場合、施設内の顧客等に対して、安全確保のための対応策
- エ 施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資器材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容

- (6) 後発地震に対して注意する措置について、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとして、定める具体的な内容は以下のとおりとする。

(その他の不測の事態)

第8条 隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、本規程のとおり活動することが困難又は適当でないと判断したときはこれによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班が本規程のとおり活動することが困難又は、適当でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受ける。

(訓練)

第9条 _____(所有者、管理者、占有者等)は津波避難訓練を年1回以上行う。なお、訓練の細目はその都度定めるものとし、次に示す項目を基に実践的なものとするよう努める。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 地震防災隊組織の編成配備
- (3) 避難及び避難誘導
- (4) 安全措置
- (5) 救護活動等
- (6) その他、地震対策として必要な活動

- 2 地方公共団体等が行う訓練には積極的に参加するものとする。

(教育)

第10条 _____(所有者、管理者、占有者等)が従業員等に対して、下記の事項を含む地震防災上必要な教育を行う。また、地方公共団体等が行う防災研修等に参加する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震の発生により予想される地震動や津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に

従業員等が果たすべき役割

- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

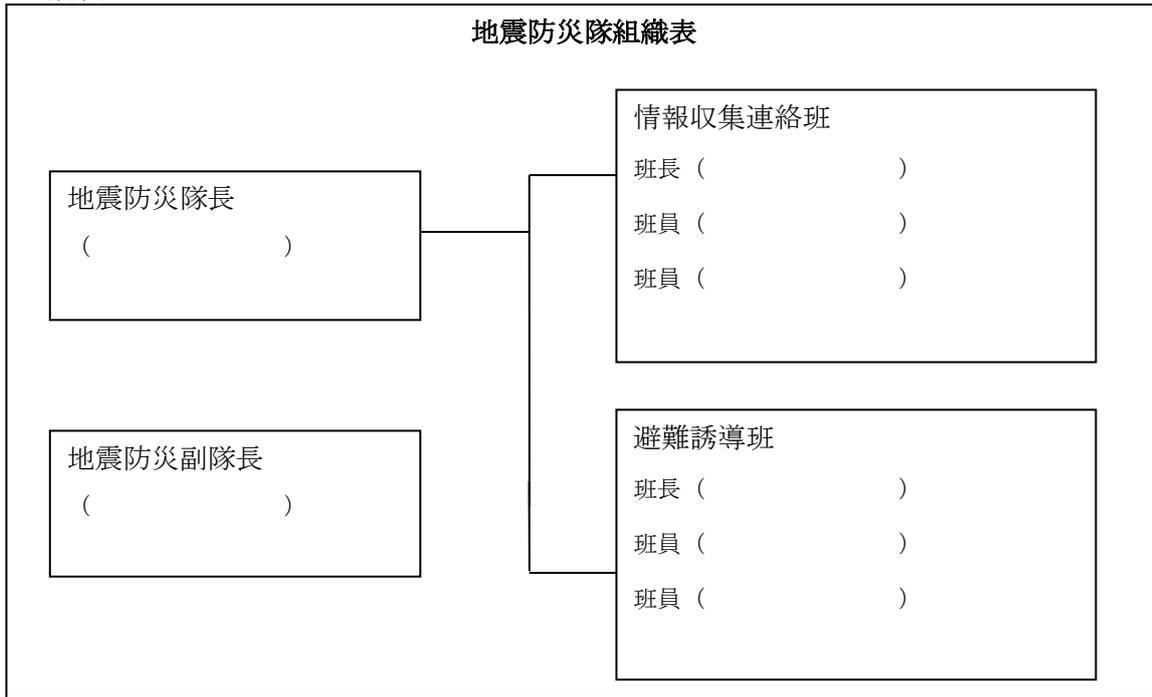
第 11 条 _____(所有者、管理者、占有者等)は顧客等に対して日頃から事前
に行う広報の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合又は、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に、出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、避難行動及び自動車運行の自粛等の防災上取るべき行動に関する知識
- (2) 正確な情報入手の方法
- (3) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (4) 土砂災害の発生の恐れのある危険箇所等に関する知識
- (5) 施設内の各所に想定津波波高、到達時間、避難場所、避難経路を示す図面、南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる警戒する措置の内容等の掲示
- (6) その他、地震防災対策上必要な事項

附則

この規程は_____年_____月_____日から施行する。

別紙 1



担当区分	任務内容
地震防災隊長	1 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせる。 2 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知する。 3 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせる。 4 従業員を集合させ避難させる。 5 前各号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせる。
情報収集連絡班	1 隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告する。 2 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を顧客等、その他の従業員に伝える。 3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。
避難誘導班	1 地震の発生又は、隊長の指示に基づき、速やかに別図の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告する。 2 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導する。 3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努める。 4 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告する。

<避難経路図>

※想定津波波高.....メートル

※津波到達時間.....分

※田辺市ハザードマップ（浸水域マップ・浸水深マップ・到達時間マップ）を参考にしてください。